

佐賀県規則第7号

佐賀県庁舎管理規則の一部を改正する規則

佐賀県庁舎管理規則（平成18年佐賀県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
庁舎の区分	庁舎管理者	庁舎の区分	庁舎管理者
<u>本館、新行政棟、南別館、議会棟</u>	略	<u>旧館、新館、南館、議会棟、旧若楠会館</u>	略
略		略	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。